

市民後見センター

じょうそう



運営：NPO 法人 ^{ういず}With

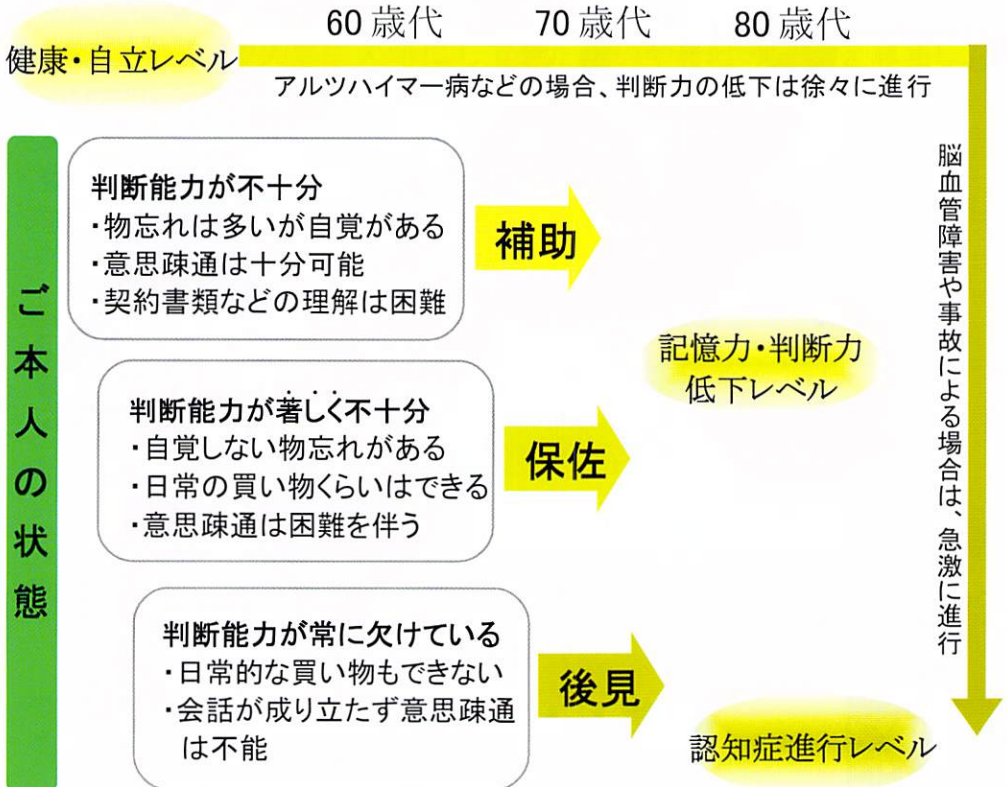
成年後見制度とは・・・

認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方々の権利や財産を守る制度です。

具体的には、家庭裁判所が選んだ後見人等が付いて支援を行います。後見人等は、本人が不利益を被ることがないよう本人の意見や生活面に配慮しながら、権利や財産を守ったり、その人らしい生活がおくれるように援助します。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類があります。任意後見制度は、自分が元気なうちに将来の不安に備える制度です。法定後見制度は、すでに判断能力が不十分な方の権利や財産を守る制度です。下図のように、ご本人の判断力低下の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」のいずれかが適用されます。家庭裁判所に手続きを申請後、それぞれに対応して「後見人」「保佐人」「補助人」が家庭裁判所から選任され、ご本人の生活を支えます。



「市民後見センターじょうそう」が行う業務内容

制度利用に関する 相談、アドバイス

電話や窓口で成年後見制度や利用方法についてのご相談をお受けします。

申立て申請手続き支援

各関係機関と連携しながら、申立てから制度利用まで一貫した支援を担います。

成年後見制度の 普及、啓発

住民の皆様に制度を理解していただくため、講演会や勉強会などを開催します。

法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、当センターが法人として後見を行います。

あなたの経験を、成年後見に生かしてみませんか？

成年後見は、これからさらに利用の拡大が見込まれる制度です。当センターでは、一緒にお手伝いいただける仲間(正会員・賛助会員)を募集しています。企業OBの方、医療・福祉分野の経験者の方などの積極的なご参加を歓迎いたします。

寄付のお願い

当センターは非営利での活動を行っていますが、今後より多くのご利用者を支援し、安定した活動を続けていくためには、財政基盤の強化が必要です。当センターの理念や活動内容にご賛同いただける方、団体、企業の皆様からの寄付によるご支援をお待ちしております。何卒、よろしくお願い申し上げます。

※ お振込みの際は、当センター(TEL:080-9205-1292)までご一報いただけますようお願いいたします。

振込先：筑波銀行 水海道支店 普通預金 1225946
特定非営利活動法人 With



With

Nonprofit Organization

With について

私たち NPO (Nonprofit Organization の略) With は、あなたが体力や判断力が低下して、今までの自分らしい生活ができなくなったと感じられるようになった時、日々の生活をどのようにしてよいかわからずに孤立無援の状況に陥った時、あなたの傍らで、あなたが今まで大事に大切にしてきた思いや普段の生活を尊重し、あなたの人生の喜びも悲しみもいっぱい詰まったその場所で、あなたと一緒にあなたらしく真っ直ぐに、生きていけるように後見していきたいと考えています。まずはご相談の一報をお待ちしています。



市民後見センターじょうそう

〒303-0021
茨城県常総市水海道諏訪町3008-1
クラージュ102号
電話 080-9205-1292

下のQRコードを携帯電話で読み取ると
詳しい地図が表示できます。

